

2015年度（平成27年度）第2回福山市入札監視委員会会議概要

1 会議名

2015年度（平成27年度）第2回福山市入札監視委員会

2 開催日時・場所

2015年（平成27年）11月26日（木）10時00分～11時30分
福山市役所本庁舎3階 小会議室

3 出席者

委 員	宮地委員長，大島委員，甲賀委員，山崎委員，山下委員（計5名）
関係部課長	（市長部局等） 建設管理部長，土木部長，建築部長，北部支所長，（教委）管理部長，契約課長，建設政策課長，技術検査課長，道路整備課道路企画担当課長，営繕課長，北部建設産業課長，（教委）施設課長，（教委）施設課主幹
	（上下水道局） 経営管理部長，施設部長，管財契約課長，水づくり課長

4 会議の概要

（1）抽出案件の審議

抽出案件の審議に際し，2015年（平成27年）4月から10月末までの契約状況について，契約課長から次の通り説明を行った。

「お詫びの言葉となるが，福山市発注分の2014年度（平成26年度）の表について，前回の入札監視委員会で示した数値に誤りが確認されたので，この度提示した資料の通り数値の訂正をさせて頂く。

2015年（平成27年）4月から10月末までの福山市分の入札件数は433件で，落札率は87.16%，上下水道局分の入札件数は174件で，落札率は85.3%である。年度の中途ではあるが，概ね昨年度並みの数値で推移している状況である。」

続いて，2015年（平成27年）4月1日から2015年（平成27年）9月30日の間に開札を行った工事を対象に，担当の委員が事前に抽出した案件（①～⑤）について審議を行った。

- ① 福山市深津住宅4号棟解体工事
- ② 福山市立鷹取中学校北棟屋上防水改修工事
- ③ 信号機設備移設工事（山手東手城幹線【南蔵王工区】・27-1）

- ④ 道路舗装工事（北山17号線）
- ⑤ 中津原浄水場フロキュレータ取替工事

○ 抽出案件の審議内容

抽出されたそれぞれの案件について、先ず案件の抽出を担当した委員が選定理由を説明した後、関係職員がそれぞれ工事の概要・入札状況について説明し、各委員からの質疑に対する回答を行った。

抽出案件に対する主な質疑応答は次の通りである。

抽出案件① 福山市深津住宅4号棟解体工事	
Q 1	<p>本工事は、入札参加者数22、失格数13、落札率が78.7%である。本工事と同じ解体工事（「福山市深津住宅21号棟他解体工事」、「福山市深津住宅22号棟解体工事」）については、落札率78%台の低い落札率の工事が散見される。本工事の落札率が低いのは、解体工事を原因とするものであろうか。解体工事については、他の工事に比べて最低制限価格が低く設定されているのか確認したい。</p>
A 1	<p>本工事は、「福山市深津市営住宅整備計画」に基づいて老朽化した既存施設を解体するために実施した工事であり、また、「福山市深津住宅21号棟他解体工事」及び「福山市深津住宅22号棟解体工事」についても、同様に実施している工事である。</p> <p>本市では、現在、予定価格を事前公表していると共に、「福山市建設工事最低制限価格事務取扱要領」に基づき、工種ごとに市が積算した工事費の内訳に一定の割合を乗じた価格を最低制限の基準価格とする算定式を公表しており、当該要領の第3条第3号が、建築物の解体工事に関わる最低制限の基準価格を算定する計算式である。当該要領に基づく算定において、解体工事が他の工種と比べて最低制限の基準価格を低く設定していること、また、受注意欲の高い業者が最低制限価格に近い価格で入札したことから、結果としてこれらの解体工事については、落札率が低くなったものと考えている。</p>
Q 2	<p>本工事における最低制限の基準価格は具体的にいくらであるのか。</p>
A 2	<p>最低制限の基準価格及び最低制限価格については非公表であり、この場でお答えすることはできない。</p>
Q 3	<p>予定価格と最低制限の基準価格を求める算定式が公表されており、積算に必要な項目が記載された設計書も公告時に提示されるのであれば、かなりの精度で最</p>

	<p>低制限の基準価格を求めることができるのではないか。</p> <p>最低制限基準価格の具体を尋ねた理由は、本工事の落札率は78.7%だが、「福山市深津住宅21号棟他解体工事」と「福山市深津住宅22号棟解体工事」はそれぞれ別の業者が78.6%で落札しており、これらの工事の落札業者は、本工事も約78.6%の価格で入札をした結果、最低制限価格を下回って失格となっている。これは、電子計算機による調整値の差だけが、最低制限価格を下回って失格となるかどうかの結果に結びついているように見え、そのような制度には第三者の立場からは違和感を覚える。</p> <p>同じような工事内容で、同じように予定価格や設計書が公表されていて、同じように積算して、同じ計算式に当てはめて最低制限の基準価格付近で入札をしたのに、電子計算機による1%の範囲内の調整の結果、失格になったりならなかったりしている。この制度の仕組みは理解できるが、制度を導入している意図を理解することができない。</p> <p>A 3 委員御指摘の通り、業者はかなりの精度で最低制限の基準価格を計算していると考えられ、実際に、受注意欲の高い業者はその価格に近い価格で入札を行っている。もし仮に最低制限の基準価格を電子計算機で調整しなければ、多くの業者が最低制限の基準価格で入札することも考えられ、この場合には同じ入札価格が並んでしまうことになる。この場合には、抽選を行うことになるが、入札が抽選ばかりになってしまえば、それはもう「競争」入札とは言えない状態になる。</p> <p>そうした事態を避けるために、最低制限の基準価格を開札時に電子計算機が1%の範囲で自動調整する現在の制度を導入している。</p> <p>Q 4 制度の趣旨は理解できるが、現状の入札結果を見ると、失格者がすごく多く、制度がうまく機能していないのではないかという感想を抱く。また、電子計算機の調整による運に頼るよりは、最低制限の基準価格を積算によって求め、結果として同値になった業者同士で抽選を行う方が公平な競争なのではないかという思いも抱くがいかがか。</p> <p>A 4 最低制限価格制度を導入している理由としては、競争が激しくなって、入札価格ではきちんとした工事ができないであるとか、あるいは、従業員や下請業者に賃金等が払えないということを防ぐために、この金額未満の入札価格では失格にするという明確な基準を設けることにある。</p> <p>低入札価格調査制度という、基準価格を下回った入札価格に対して、当該業者がその入札価格で工事を請け負うことができるかどうかを調査し、発注者ができるという判断をすれば契約を締結するという制度もあるが、この制度では、どこ</p>
--	---

	<p>まで価格が下がると工事の施工ができなくなるのかが不明瞭で、際限なく低価格になってしまう恐れがある。こうした事態を防ぐために、本市では明確な基準のある最低制限価格制度を導入している。</p> <p>なお、委員御指摘の通り、正確な見積りによって最低制限の基準価格をほぼ推測できる状況がある中で、業者の受注意欲が高い案件では最低制限価格付近に入札価格も集中し、電子計算機による調整の結果のみで落札業者が決まるという結果になることもある。これは実質的には抽選と変わらないという見方もあるが、現在の電子計算機による調整を伴う最低制限価格制度が市内では制度として定着しており、公正な落札業者の決定に一定の機能を果たしている。</p> <p>今後は、委員の御意見を踏まえる中で、より良い制度となるよう検討していきたい。</p>
Q 5	<p>「Q 4」と関連して尋ねるが、本工事では、最低制限価格未満の業者が 22 社中 13 社あり、過半数を超えている状況がある。このような場合に、最低制限価格制度ではなく、「A 4」で回答のあった低入札価格調査制度に切り替えて、落札者を決定するという検討を行ったことはあるのか。また、もし検討していないのであれば、その理由をお尋ねしたい。</p>
A 5	<p>低入札価格調査制度については、従前、当市でも制度を導入していた時期があったが、「A 4」の通り、この制度では、どこまで価格が下がると工事の施工ができなくなるのかが不明瞭で、際限なく低価格になってしまう恐れがあり、その可能性を排除し切れないという理由で廃止して以降、検討をしていない。</p> <p>最低制限価格制度により明確な基準を設定し、その基準以下では失格になるという条件の下で業者には公正な競争をしてもらっている。</p>
Q 6	<p>最低制限価格制度の必要性は理解できる。</p> <p>しかし、本工事の入札結果を見ると、落札者の価格 46,114 千円に対し、失格となっている業者の内最も低い価格の者が 45,891 千円程度であり、どこまでも際限なく価格が下がっているという状況は確認できない。加えて、案件 2 の「福山市立鷹取中学校北棟屋上防水改修工事」では、落札者となった 1 者を除く全業者が最低制限価格を下回って失格となっているが、これも失格者の入札価格が極端に低い訳でもない。</p> <p>こうした結果がある中で、最低制限価格制度によって一律に失格者を決めてしまうやり方には疑問を覚えるがいかがか。</p> <p>また、最低制限価格制度の導入は、「できる」規定であり、低入札価格調査制度という別の制度もある中で、失格者が多数生じる現状を踏まえ、この低入札価</p>

	<p>格調査制度の導入も検討する必要があると思うがいかがか。</p>
A 6	<p>委員の御指摘，御意見は大変よく理解できるが，本工事及び案件2の入札結果は，最低制限価格制度を導入すると明示した上での結果である。</p> <p>低入札価格調査制度を導入すると，調査では，基準価格に満たない業者に対し，業者の見積りを確認しながら当該入札価格で工事の施工が可能かどうかを尋ねるが，これはほぼ全ての業者が施工可能であると回答すると思われる。加えて，入札の原則は最も低い価格で入札した者と契約するというところにあるので，受注意欲の高い業者ほど，案件を受注しようと低い価格を入札し，調査になれば当該入札価格で施工可能と回答し，入札価格が際限なく下がってしまうという状況が発生する恐れがある。</p> <p>これを認めてしまうと，工事の品質や安全性に支障を来す結果に繋がりがねないため，本市の場合は最低制限価格制度を導入して，明確な失格の基準を設けている。最低制限価格制度では全業者が失格になることもあるが，単に価格が低ければ良いというのではなく，工事の品質や安全性を担保するために，最低制限価格によって明確な線引きを行っている。</p>
Q 7	<p>御説明はよく分かるが，低入札価格調査制度を導入したとして，無理をしてまで低い価格の入札を行う業者がどれくらいいるのかと考えた時に，そのような業者はほとんどいないのではないかと思われる。</p> <p>これだけたくさんの業者が入札を行って，なおかつ半数以上の業者が最低制限価格を下回って失格になるという結果が往々にして見られるというのは，やはり制度がおかしいのではないかという印象を抱く。現在の最低制限価格制度がいけないという訳ではないが，このような結果を目の当たりにすると，やり方を変えていく必要があるのではないかなと思う。業者が真剣に積算を行って算出した入札価格が，電子計算機による調整値だけで失格になっては，積算に要した労力や費用が無駄になってしまっているように感じられる。</p>
A 7	<p>本市では今年度から入札に付する全ての工事案件において，入札時に業者が積算を行った資料として工事費内訳書の提出を求めており，業者の負担が増している状況がある。</p> <p>ただし，先ほどから御説明している通り，工事の品質等の確保という点から請負価格はどこまでも下げていいものではないと考え，最低制限価格という基準を設定している。また，最低制限価格が漏れることがあれば，談合等により公正な競争が阻害される懸念があり，そうした情報の漏洩を防ぐために，本市では0から1%の範囲内において電子計算機による調整を行い，開札時に最低制限価格が</p>

	<p>定まるという制度にしている。</p> <p>なお、本市では入札制度の透明性・公正性の確保を考える中で、過去の様々な経緯を踏まえて、現行の最低制限価格制度を運用しているが、この度の委員の皆様様の御意見を踏まえる中で、より公平・公正な入札制度となるよう、今後も検討をしていく。</p>
Q 8	<p>最低制限価格が工種ごとに「福山市建設工事最低制限価格事務取扱要領」により、工種ごとに定められているのは分かるが、解体工事の最低制限の基準価格を求める算定式が、他の工種と比べて低く設定されている理由はなぜか。</p>
A 8	<p>解体工事については、「福山市建設工事最低制限価格事務取扱要領」第3条第3号に基づき、直接工事費に75%を乗じるという算定式になっており、委員御指摘の通り、他の工種と比べてこの数値が低く設定されている。</p> <p>これは、建築物の解体工事は、他の工種と比べて直接工事費において産業廃棄物処理費等節減可能な費目の占める割合が高いことが理由となっており、例えば、解体工事では産業廃棄物の処理費を設計では積み上げているが、自社で処理施設を持っている場合には、この費用はかからないという場合がある。一方、土木工事等では、直接工事費に材料費などが含まれるためにその積み上げる費目に節減可能なものが少ない。こうした理由から、建築物の解体工事においては、直接工事費に75%を乗じて最低制限の基準価格を算定するという形にしている。</p>
抽出案件② 福山市立鷹取中学校北棟屋上防水改修工事	
Q 9	<p>本工事は、入札参加者13、失格数12、落札率99.3%という落札状況である。受注意欲が高い業者が失格し、受注意欲が低い業者が落札した結果になったように見受けられるが、最低制限価格の設定に問題がなかったのか確認したい。</p>
A 9	<p>本工事は、校舎の老朽化にともなう雨漏りに対応するために実施した工事である。最低制限価格については、案件1において御説明した通り「福山市建設工事最低制限価格事務取扱要領」に基づき、工種ごとに最低制限価格の基準価格を算定し、開札時にこの基準価格を電子計算機により調整したうえで、案件ごとの最低制限価格を設定して入札を実施している。</p> <p>本工事において失格者が多数となったことについては、多くの入札参加者の高い受注意欲から最低制限価格付近に入札価格が集中したこと、また、「建設工事最低制限価格事務取扱要領」の規定に基づく電子計算機による調整値の影響があったことにより、結果として多くの業者が失格となったものと考えている。なお、最低制限価格の設定については、要領に基づいて適正に実施しており、問題はなかったものと考えている。</p>

<p>Q10</p> <p>A10</p> <p>Q11</p> <p>A11</p>	<p>案件1とも関係するが、本工事の場合はより顕著な結果が出ており、落札者の入札価格は、失格となった他の業者の入札価格と比べて際立って高い。</p> <p>この結果を踏まえて尋ねるが、最低制限価格により近い比率で入札しているのは、失格となった10数社かそれとも落札者かいずれであるのか。</p> <p>最低制限価格は非公表としているので、この場では正確なところは申せないが、公表している予定価格と「福山市建設工事最低制限価格事務取扱要領」に基づく最低制限の基準価格の算定式から考えると、恐らく失格となった10数社の入札価格の方が最低制限価格に近いのではないかと思われる。</p> <p>同種工事の落札率が約87%で、全体の平均的な落札率も同様の傾向であるので、本工事においてその傾向に近いのは、落札者よりもむしろ失格となった十数者の方であり、見方によっては、失格となった業者の方が適正な入札を行っているとも言える。制度上、電子計算機による調整値を乗じて最低制限価格が決まるという理屈は分かるが、結果として落札者となった業者の落札率が100%に近いものとなっている。</p> <p>失格となつてはいるが、むしろ適正なのではないかと思われる入札が他にある中で、高落札率となった結果について、感想でも良いのでお聞かせ頂きたい。</p> <p>本工事では、失格となった業者についても、恐らく最低制限価格に近い価格で失格になっているだろうと思われるので、そうであれば、失格となった業者であっても工事の履行は可能だと考えている。</p> <p>加えて、本市が採用している最低制限価格制度では、他者が全員失格となつてしまい、一番高い入札価格を提示した業者と契約を締結するという結果は、ある程度の確率で発生し得るものとも考えている。</p> <p>このような結果となつた際には、平均的な落札率で契約を締結できた場合と比べて、数十万～数百万円、あるいは予定価格の高い案件であれば、一千万円近く高い価格で契約を締結する場合もあり、正直に申して、これを「もったいない」と思う気持ちはある。</p> <p>しかし、それでも開札時に初めて最低制限価格を電子計算機による調整値で定めて、それを下回る業者は失格という線を引くことが、業者による最低制限基準価格や市の設計内容を探ろうとする行為を防止し、公平・公正な入札が維持できると考えており、結果として稀に発生する高落札率での契約は、この制度を維持するために必要なコストのようなものだと考えている。</p>
<p>抽出案件③ 信号機設備移設工事（山手東手城幹線【南蔵王工区】・27-1）</p>	
<p>Q12</p>	<p>本工事は、入札参加者数1、落札率90.9%の工事である。入札参加者数が少な</p>

	<p>い原因を確認したい。なお、「信号機設備移設工事（胡町船町線・27-1）」も入札参加者数3と少なく、落札率89.9%で同一業者が落札している。</p> <p>A12 本工事は、「交通安全施設整備工事（山手東手城幹線【南蔵王工区】・26-2）」における歩道拡幅工事に伴い、広島県警察本部が管理する信号機設備が支障となったため、信号機を移設する工事である。また、信号機の移設に当たり、交通管理者である広島県警察本部に移設の協議を行ったところ、施工業者を広島県警察本部の信号機工事指名業者一覧表の中から選定することという条件を提示された工事である。</p> <p>この条件に該当する者を確認したところ、県内には14者あり、市内では2者が本店を有し、1者が支店を有していることが確認されたことから、入札参加資格を市内の者に限定すると入札参加者が限られて競争性を確保できないため、入札参加資格において、広島県内に本店・支店又はこれに準ずる者を有する者として、14者全者が参加可能な要件としている。</p> <p>入札参加者が少ない要因としては、当該工事場所が交通量の非常に多い場所で、電線等が輻輳していること、また同一の場所で施工中の他の工事の受注者及び関係者との工程調整や広島県警察本部との協議など負担が大きいことから、結果として1者のみの応札となり、落札率が高くなったと推測している。</p> <p>なお、「信号機設備移設工事（胡町船町線・27-1）」においては、入札参加資格要件は同じだが、市内に本店又は支店を有する3社が応札している。</p> <p>Q13 信号機移設工事については、基本的に入札参加者数が少ない状況があるのか。</p> <p>A13 信号機については、警察が設置管理しているため、広島県警察本部が指定している信号機工事指名業者の中から、入札に参加していただくという条件がある。この信号機工事指名業者は県内に14者おり、最大でこれらの業者が入札に参加することができるという状況である。</p>
抽出案件④ 道路舗装工事（北山17号線）	
<p>Q14</p> <p>A14</p>	<p>本工事は、入札参加者数4、失格数1、落札率98.1%である。</p> <p>極めて高い落札率となっていることについて、原因を聞きたい。また、「道路舗装工事（下加茂御幸幹線）」も工事場所は本工事と同じ加茂町であり、落札率は95%である。加茂町の道路舗装工事については、今後も95%程度の高い落札率になることが予想されるのかをお聞きしたい。</p> <p>本工事は、老朽化した市道の舗装を修繕する工事である。</p> <p>本工事の施工場所は、広瀬地区の集落を經由している県道井関加茂線を短縮し</p>

	<p>て結んでいる路線であるため、近隣に多数存在する産業廃棄物処分場等へ往来する大型車両の通行が多い路線である。そのため、工事の着手に際し、通行規制により往来が困難となる産業廃棄物処分場等との調整など、通常の工事の準備より地元調整や関係者への周知連絡等を要することが見込まれ、また、当該箇所には他の市道がなく、工場車両等の出入りは、本工事による通行止めのため、県道を迂回する他なく、さらに、当該県道の幅員が狭小なために車両の離合も困難な状況であるなど、通常の工事より工事の制約等が増す状況が予想される。</p> <p>こうしたことを勘案する中で、結果として、本工事の入札に参加する業者が少なく、また、参加した業者も、これらの制約を積算に反映させ、比較的高い金額で入札したものと推測している。なお、「道路舗装工事（下加茂御幸幹線）」においては、工事場所は山間部ではないが、バス路線であり、迂回路がなく車両の離合が困難であり、また、工事場所に隣接して下水道工事が行われているなど、こちらも通常の工事より制約が多いために、高い落札率になったものと推測している。</p> <p>最後に、今後の加茂町における舗装工事の落札率について、加茂町では山間部特有の工事の施工における制約があり、これまで比較的高い落札率で推移している傾向が見られるところである。しかし、各路線の地理的条件や利用状況などが異なる中で、今後の加茂町の舗装工事における入札参加者数あるいは業者の見積り見通しなどは不確定であり、今後も高い落札率となるかどうかについては、現時点では不明ではあるものの、工事の発注に際しては、引き続き競争性のある入札が確保されるよう鋭意努力していきたい。</p>
Q15	<p>今回は道路舗装工事ということで取り上げたが、加茂町においては、例えば「道路改良工事（下加茂万能倉線）」や「道路改良工事（百谷17号線）」のような道路改良工事においても、落札率がそれぞれ95%と94.5%ということで、約95%の落札率となっている状況が伺える。これも山間部だからということが理由であろうか。</p>
A15	<p>委員御指摘の道路改良工事については、この場に詳細な資料がないため、正確な状況が不明であり、また、加茂町は山間部が多いが、そのことが高落札率の要因となっているかどうかについても、この場でお答えすることは困難である。</p>
Q16	<p>道路に関する工事で、工事場所が加茂町であれば、必ず高い落札率となっているような印象を抱くが、これは偶然であろうか。市としてはどのように考えているのか。</p>

A16	<p>この度の加茂町における舗装工事については、地域的な制約が重なり、それが結果として高い落札率になったと考えている。</p> <p>加茂町における舗装工事については、近年、工事における様々な地域状況や制約などから、高落札率の傾向が見られるが、道路改良工事については、過去の状況を把握しておらず、この場でお答えすることは困難である。</p> <p>なお、一般論になるが、行政は設計の積算を、国が示す一定の基準に基づいて行い、その積算の結果として予定価格を定めているが、その積算に地域個々の課題は反映されていない。一方で、入札に参加する業者は、それぞれの現場に応じた形で工事価格を見積るため、地域課題による制約の多い工事においては、それが市の積算には反映されないが、業者の見積りには含まれるということが生じる。制約の多い工事現場では、この差によって業者の見積りが高くなることもあるし、逆に、市の積算よりも業者に工夫の余地があるという現場では、低い金額で見積るといったことが起こる。</p> <p>推測になるが、加茂町においては、山間部という条件が市街地とは異なる制約があるのだろうと考えている。</p>
Q17	<p>本工事では道路状況等や地理的な条件があつて、調整に要する費用等の現場管理費が増えるという説明で、それは発注側の積算には見込まれていないということだが、発注側は、そういった特殊な条件や経費が必要になることを分かっているにもかかわらず、積算に反映することはできないのか。また、本工事の発注側の積算に、本工事特有の制約条件を加味した積算を本当に全く行っていないのか。加えて、加茂町が抱える、業者の見積りが増える要因になっている制約条件は、業者の企業努力ではどうにもならないものなのか。</p>
A17	<p>舗装工事や道路改良工事を含めて、国が示す積算の基準として、市街地では一般的に経費がいくら、山間部ではいくらというものを積算する割合があり、これに基づけば山間部については割り増しがなく、逆に市街地で高くなる。本市では、個々の工事現場に応じた積算という訳ではなく、国が示す基準に則った形で設計の積算を行っている。</p>
Q18	<p>国の示す積算基準に基づけば、一般的に山間部では経費が安くなるということか。また、加茂町においては、山間部ではあるものの一般的な積算のように経費が下がらず、むしろ経費が増える要因があるということか。</p>
A18	<p>設計では、通常の積算ではこういう価格になるという積算をしている。この価格に対して、業者がどれくらい企業努力で下げられるのかというのが入札の主旨だ</p>

	<p>と考えているが、加茂町においては、先ほどから御説明している通り、企業努力で下げられる部分が少なく経費が増える要因が存在する。</p>
Q19	<p>加茂町における道路に関する工事については、落札率が突出して高い傾向が見られるものの、その要因を推測するのみで明確な分析は行っておらず、結果として予定価格の範囲内で契約が締結できているので問題はないと考えているということによいか。</p>
A19	<p>結果として加茂町の道路に関する案件を一覧で見ると、95%近辺の高い落札率となっているが、個々の案件を詳細に見ると、個々の案件ごとに経費を押し上げる様々な要因があるものと思われ、公正かつ適正な入札を行った結果として、高落札率もやむを得ない状況があったのではないかと考えている。</p>
Q20	<p>これらの案件については、地域による参加制限があるためか、入札件数がどこも4件程度と少ない状況があり、これも高落札率に影響しているのではないかと考えている。</p> <p>高落札率が見込まれる条件が設計段階で分かっているのであれば、地域による参加制限を無くす等の入札参加者を増やす方策を取れば、落札率が下がる可能性が生まれるかと考えるがいかがか。</p>
A20	<p>本市では、「福山市条件付一般競争入札事務処理要綱」に基づき、業者個々の受注機会の拡大を目的に、設計金額1千万円未満の舗装工事や道路改良工事等については、市内を6つの地域に分けて発注することを原則としている。</p> <p>市の東北部地域の加茂町・神辺町のエリアをB地域としており、本工事では、入札参加できる地域をこのB地域に本店を有する業者に限定しているが、B地域に本店を有する舗装業者は34者おり、B地域に入札参加を限定しても十分な競争が図れるという状況のもとで発注を行っている。</p> <p>結果としては、残念ながら入札参加者が少ないという現状があるが、これも加茂町という地域の特異性が影響しているのではないかと考えている。</p>
抽出案件⑤ 中津原浄水場フロキュレータ取替工事	
Q21	<p>本工事は、入札参加者数が2者と少なく、落札率が94.1%と高い。</p> <p>本工事は、落札の結果に鑑みれば、当初より入札参加者数が少なく、90%を超える高い落札率で落札することが見込める状況であったように見受けられるが、本工事において予想された入札参加者数と当初より高い落札率になることが予想されたのかをお聞きしたい。</p>

A21	<p>フロキュレータとは、水道水源である河川水を浄水処理するために、沈澱池に引き入れた後で、水中の濁り成分を小さな塊にして沈めるための凝集剤を混ぜ合わせる時に、ゆっくりと河川水を攪拌するために必要な機械装置の一つである。</p> <p>本工事は、中津原浄水場内に設置している工業用水道施設のプロキュレータが経年劣化したことに伴い、取替工事を実施したものである。取替時に、稼働中の全ての沈澱池を休止することはできないため、沈澱地の半分を休止して、プラントメーカーが製作したフロキュレータを現地で組み立て据え付ける必要があり、短期間で円滑かつ迅速に工事を施工するためには浄水処理施設を十分に熟知している業者に工事を発注する必要があると判断したために、入札参加資格として同種同規模程度の工事实績を求めて一般競争入札を実施したものである。</p> <p>この案件で入札参加資格を有する業者については、通称「コリンズ」と呼ばれる実績情報サービスを用いて6者いることを事前に把握しており、十分な競争が図れると考えていた。入札の結果、参加者が2者となり落札率が90%を超える高い落札率になることは、当初から想定していなかった。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
-----	---

○ まとめ

抽出案件について、委員会から付された意見はなかった。

(2) 入札及び契約手続の運用状況についての報告

・ 指名除外措置運用状況

2015年（平成27年）4月1日から2015年（平成27年）9月30日の間に指名除外措置をした4事案4者の状況について、契約課長が報告した。

(3) その他

・ 次回委員会の開催時期について

2016年（平成28年）5月下旬の予定

・ 次回で審議の対象とする工事案件の抽出について

2015年（平成27年）10月から2016年（平成28年）3月までを対象とし、宮地委員長が担当する。